

教 生 学 第 2 0 2 号
令和7年（2025年）5月19日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングの周知について（通知）

スクールカウンセラーの活用につきましては、令和7年（2025年）4月1日付け教生学第3号「スクールカウンセラー活用事業等の実施について」により通知しているところですが、このたび、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングの活用促進を図るためのチラシを作成しましたので、送付します。

オンラインカウンセリングは、不登校やその兆候のある児童生徒、その他対面でのカウンセリングを困難としている児童生徒等にとって、有効な手段の一つであると考えており、オンラインカウンセリングを効果的に活用いただきたいと考えております。

つきましては、各学校において、別添チラシを活用するなどして生徒指導担当者や教育相談担当者等の教職員に周知いただきますようお願いいたします。

また、教育局にあっては、任用しているスクールカウンセラーに対し、別添チラシを各学校に送付している旨をお知らせ願います。

担 当：企画・調整係
主任指導主事 花 田 貴 章
T E L：011-204-5755
内 線：35-675
E-mail：hanada.takaaki@pref.hokkaido.lg.jp

スクールカウンセラーのオンラインカウンセリングを活用しませんか

道教委の「スクールカウンセラー活用事業」では、実施要領の中で「オンラインカウンセリング」について、定めています。

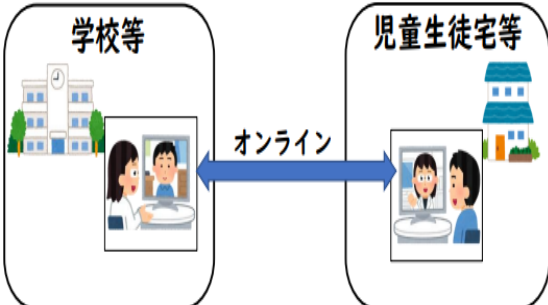
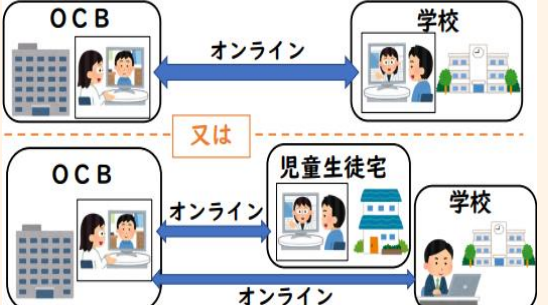
オンラインカウンセリングは、不登校やその兆候のある児童生徒、その他対面でのカウンセリングを困難としている児童生徒等にとって、有効な手段の一つと考えています。実施要領の留意事項等を確認の上、オンラインカウンセリングの積極的な活用をお願いします。

なお、オンラインカウンセリングには、スクールカウンセラーの配置校が行う「学校型」とスクールカウンセラー未配置校や、配置校でも日程や定員等の都合によりカウンセリングを受けられない場合等に行う「拠点型」の2種類の実施形態がありますので、学校や児童生徒等の状況に応じて活用願います。

対象

- ・不登校又は不登校の兆候のある児童生徒及びその保護者
- ・その他、オンラインカウンセリングが必要な児童生徒及びその保護者
- ・教職員（スクールカウンセラーとのコンサルテーションに限る）



	学校型	拠点型
実施形態	・学校と児童生徒宅等をつなぐ	・オンラインカウンセリング拠点と学校又は児童生徒宅等をつなぐ
対象校	・スクールカウンセラー配置校	・道立学校及び市町村立学校
実施日時	・学校と相談者で協議の上、決定	・毎月第2、第4水曜日 ①13:00～14:30 ②15:00～16:30
実施前及び実施方法	・学校は、相談者（保護者）及びスクールカウンセラーと日程等を調整 ・学校は、相談者の自宅等にカウンセリングができる環境が整っているか確認 ・学校は、相談者に録画及び録音をしないように説明	・学校は、相談者（保護者）に日程等を確認 ・教育局は、カウンセリング希望日の3週間前までに北海道教育庁生徒指導・学校安全課に申請 ・学校は、相談者の自宅等にカウンセリングができる環境が整っているか確認 ・学校は、相談者に録画及び録音をしないように説明
実施日の確認事項	・学校は、プライバシーに配慮できる部屋及びPC等を準備 ・学校は、カウンセリング時に緊急対応できる保護者等と連絡がつくことを確認 ・学校は、1回のカウンセリング時間が60分を超えないように状況を把握	・相談者が学校でカウンセリングを受ける場合、学校はプライバシーに配慮できる部屋及びPC等を準備 ・学校は、カウンセリング中は常に北海道教育庁生徒指導・学校安全課の担当者と連絡がつくようにすることを確認 ・学校は、カウンセリング前後にカウンセラーと打合せを実施
実施後	・スクールカウンセラーは教職員に対し、コンサルテーションを実施	・スクールカウンセラーは教職員に対し、コンサルテーションを実施 ・学校は教育局（市町村立学校は市町村教育委員会経由）に実施報告書を提出
その他	・児童生徒宅の通信料金は、カウンセリング対象者の負担	・児童生徒宅の通信料金は、カウンセリング対象者の負担
イメージ		

※ O C B : Online Counseling Base（オンラインカウンセリング拠点）